

[業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点  
[令和3年6月16日開催 全国地方銀行協会／  
令和3年6月17日開催 第二地方銀行協会]

1. 緊急事態宣言等を踏まえた事業者支援の徹底について

○ 今月10日、依然として資金繰りが厳しい状況におかれている事業者等の実情を踏まえ、当庁を含む関係省庁から官民金融機関等に対し、改めて、

- ・ 当面年末まで期限延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や民間金融機関における伴走支援型特別保証制度を活用した融資、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金なども含めた新規融資の積極的な実施に努めること
- ・ 支援等に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況等の事象のみで判断せず、事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等も踏まえつつ、丁寧に対応を行うこと。例えば、卸売市場関係事業者等については、新型コロナウイルス感染症の中においても、食料安定供給を担うエッセンシャルワーカーとして重要な役割を果たしている中、飲食店等を納入先としている卸売市場関係事業者等を中心に、極めて厳しい状況となっていることなどを踏まえ、手元資金の確保なども含めて、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと
- ・ 資金繰り支援に加え、事業者の実情に応じた、経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること

等を要請させていただいたところであり、引き続き、事業者支援を徹底していただくよう、お願いしたい。

○ このような中、個別事例となるが、

- ・ 事業者が公的金融機関から融資を受けるに当たり、既に融資を受けている複数の民間金融機関に対して、これらの民間金融機関に担保提供済みである物件に当該公的金融機関を後順位で追加担保設定する旨協議したと

ころ、

- ・ 相談を受けた金融機関の一部が、「当該事業者との融資契約（コベナンツ条項）に『他の金融機関との担保設定を認めない』旨が記載されていることから、公的金融機関への追加担保は認められない」と回答し、事業者が対応に窮した、

との声が寄せられたところ。

- 本事例については、実態として自行の保全内容に影響を与えるものではなく、むしろ事業者の資金繰りが改善し金融機関としてもプラスの効果が期待できるものであったにもかかわらず、契約条項に形式に捉われていたものと考えられる。融資等の顧客対応に際しては、契約の趣旨と経営者・契約等の実態をよく踏まえる必要があり、機械的・形式的な取扱いとならないよう、現場も含めて改めて徹底をお願いしたい。

## 2. 経営者保証ガイドラインの取組みについて

- 6月3日、預金取扱金融機関を対象に実施した、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則の適用開始等を受けた取組状況に関するアンケート」の調査結果を公表した。
- 今回のアンケートでは、個々の金融機関における取組に一定のばらつきがあることが改めて確認された。例えば、
  - ・ 顧客に対し、経営者保証を外すための具体的な目線を示す
  - ・ 代替手法の活用可能性を示す
  - ・ 前経営者及び後継者からの二重徴求について、本部が定期的にフォローするなどの組織的な態勢整備を行う

といった点については、依然として課題を抱える金融機関が見られる。

- 各金融機関におかれては、今回のアンケート結果や他の金融機関の対応も参考としながら、改善すべき体制等がないか改めてご確認いただき、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めていただきたい。
- 金融庁としても、今回のアンケート結果等を踏まえ、個別の金融機関の取

組み状況等をフォローするほか、引き続き、組織的な取組み事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししていきたい。

### 3. 新型コロナウイルスに係る職域接種の申請開始について

- 新型コロナウイルスの職域接種については、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、6月8日より専用ウェブにおいて申請受付が開始された。
- 金融機関の皆様より金融庁に対し、接種手続きに関するお問い合わせを多数頂いている。接種手続きについては、各企業・団体等からの多数の問い合わせに答えるため、厚生労働省において、職域接種向けの手引きを8日に、Q&Aを10日に公表しているので参照頂きたい。
- 職域接種については、同じ接種会場において1,000人以上の規模を確保している企業から開始される。同じ接種会場で1,000人に満たない企業においては、グループ企業や家族などを合算するという対応も認められるので、一人でも多くの方が早期に接種を受けることができるよう、ご検討をお願いする。

### 4. ウェブ会議の活用による地銀監督業務の効率化について

- 保有不動産の有効活用や地域商社への出資など、事業者支援や地方創生等の観点から新たな取組みを進められる金融機関も多いものと承知しているが、こうした取組みを行うに当たって認可や法令照会を要する事項については、これまで、
  - ・ 財務局・財務事務所等にご相談いただいた内容は速やかに本庁に伝達・共有することで、迅速かつ地域間でも整合性のとれた対応を行うこととしていたが、
  - ・ 一方で、金融庁と財務局等のそれぞれにご説明・ご相談をいただく場面もあり、相談等をより迅速化・効率化できないか、といったご意見も頂いてい

たところ。

- このため、本年より、ウェブ会議システムも活用し、基本的に、子会社の設立や高度化等会社等の認可、保有不動産の有効活用、その他の付随業務の該当性等幅広い事項について、金融庁・財務局・財務事務所等が合同でヒアリングを行う運用としているところ。
- ウェブ会議により、金融庁・財務局・金融機関の関係者が一時に同席し、効率的に共通認識をもって案件を進められるものと考えており、各金融機関の方から個別に特段の希望がない限りは、こうした形でヒアリング等を行っているところ。
- 各金融機関におかれては、こうした運用についてご理解いただくとともに、新たな取組みを行うに当たりお悩みの事項があれば、ぜひ積極的にご相談いただきたい。

#### 5. 金融商品の時価の算定基準に沿った有価証券運用態勢の構築について

- 地域銀行にとって、有価証券運用が重要な収益の一つとなっている中、投資信託等の金融商品の適切な時価の把握やその検証プロセスは、各金融機関のリスク管理の前提となるものでもあり、経営陣の関与の下、「時価の算定に関する会計基準」への対応も含め、しっかりとした有価証券運用態勢の構築に取り組んでいただきたい。

#### 6. 事業者支援ノウハウ共有サイトの一次追加登録公募結果について

- 「事業者支援ノウハウ共有サイト」に関しては、参加者を段階的に増やしていく方針に沿い、4月27日から5月14日まで、参加機関・職員の一次追加登録の公募を実施した。
- この結果、86機関177名の応募があり、トライアル運用時の倍程度、131機関311名で運用していくこととなった。また、まずはサイトの様子を見てから参加を決めたいとの声を踏まえ、新たに用意した閲覧専用の枠組みにも、62機関の申込みがあった。いずれも、積極的な応募に大変感謝。

- 今後、「事業者支援ノウハウ共有サイト」の二次追加登録を夏頃に予定しており、各金融機関におかれては、これらの取組みへの現場職員の方々の積極的な参加を後押ししていただきたい。

#### 7. 学生向けのリクルートイベントの開催について

- 地域金融機関におかれては、地域からの信頼、地域におけるネットワークなど、様々なリソースを活用して、地域経済の活性化・再生に向けた役割を果たしておられるものと承知しているが、こうした取組みを支える金融機関の若手職員について、「退職率が上昇傾向にある」、「新規採用に当たり、人材が集まらない」といった声も本意見交換会等でお聞きしているところ。
- こうした中で、地域金融機関の意義や取組みについて、積極的に情報発信をすることで、地域金融機関を就職先の選択肢の一つとして考えてもらえるよう、今月4日、第二地方銀行協会において、大学生向けセミナーをオンライン形式により開催されたものと承知している。
- 70名程度の学生が参加し、銀行の仕事や地方創生等をテーマに、若手行員（40名超）と座談会等で意見交換が行われたと聞いている。金融庁としても、本セミナーを企画や広報等の検討面でサポートさせていただいたところであり、引き続き各金融機関や協会からご希望があればこうした協力もさせていただきたいと考えており、ご希望があればお寄せいただければ幸い。

#### 8. 東京2020大会を見据えたサイバー攻撃対策の点検について

- 過去のオリパラ大会では多くのサイバー攻撃が発生。東京2020大会も、大会関係者のみならず、金融機関も攻撃される可能性がある。
- 各金融機関においては、改めて、大会前に、安定的な金融サービス確保の観点から、外部委託先（ベンダー等）を含めたインシデント対応体制の確認や、監視態勢の強化をお願いしたい。

## 9. インターネットバンキングを使用した特殊詐欺の被害防止について

- 振り込め詐欺などの特殊詐欺やインターネットバンキングの不正送金などの被害防止について、これまでも各金融機関において様々な対策に取り組んでいただいております、感謝申し上げます。
- 今般、インターネットバンキングを使用した特殊詐欺被害が確認されたことから、預金者への注意喚起及び被害発生防止の取り組み強化をお願いしたい。
- 各行におかれては、こうした犯罪から預金者を保護するとともに、安全なインターネットバンキングサービス提供といった観点を踏まえ、預金者への啓発・注意喚起による被害防止や、新規口座開設時・インターネットバンキング契約時における不正検知、犯罪者による不正出金事例、不正利用される口座の特徴などを踏まえた取引モニタリングの高度化等について、いま一度ご検討をお願いしたい。

## 10. 障がい者雇用の促進について

- 障がい者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現は、今後とも重要であると認識している。
- この点、ご承知のように、障害者雇用促進法により、事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用することが義務付けられており、本年3月に民間企業の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられている。
- また、事業主が障がい者の雇用にあたって特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たせば当該子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして障がい者の雇用率を算定することができる特例子会社制度が設けられており、特例子会社を設立している銀行グループもあると承知している。
- 今般、5月19日に銀行の子会社・兄弟会社の追加等を内容とする銀行法改正法が成立したところ、法改正への対応の一部として、今後の内閣府令の

改正により、障害者雇用促進法に係る特例子会社が銀行業高度化等会社の1つの類型として追加される見込み。この特例子会社が行う業務に制限はなく、また、緩和された認可手続きにより、銀行・銀行持株会社グループ内に設立することができるようになる。

- わが国全体として「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」等に基づき、障がい者の在宅就業の推進を含む働き方改革の取組を進めていることを踏まえ、各行におかれては、従業員の現在の働き方や業務内容を必ずしも固定的にとらえることなく、在宅就業の活用も含め、障がい者の雇用促進に取り組んでいただくことをお願いしたい。

#### 11. 成年年齢引下げを見据えた取組について

- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、令和3年度は関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が連携して、若年者に対する消費者教育の取組を一層強化していく。
- 消費者教育の取組においては、官民様々な関係者のご協力も不可欠であり、金融機関の皆様におかれても、情報発信のほか、若年者との契約を行う際に、若年者が契約の内容を適切に理解できるよう情報提供や確認を行うなど、若年者への配慮にご協力をお願いしたい。

#### 12. 書面・押印・対面手続の見直しについて

（書面・押印・対面手続を求める規制について）

- 昨年12月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、金融庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、今月末の公布・施行を目指しているところ。

（金融庁電子申請・届出システムについて）

○ 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、今年3月末までにシステムの整備及び制度面での対応を行い、オンラインの提出が可能となるように進めた。今月末に運用を開始する予定であり、5月31日、金融庁HPに公表したところ。

○ 各金融機関におかれては、ご利用に当たり、gBizIDが必要となるので、gBizIDのアカウントの取得をお願いしたい。また、オンライン化によりこれまでの事務フローが変わることもあり、金融庁、財務局と連携の上、準備を行っていただくようお願いしたい。

(注) 令和3年5月31日付で金融庁より各金融機関等に対して「金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡」を発出しており、利用開始時期等を周知。

(国民の書面・押印・対面手続の見直し)

○ 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しの状況については継続してフォローしたいと考えており、皆様におかれても、昨年12月に検討会で取りまとめた論点整理や、法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

### 13. サステナブルファイナンス有識者会議について

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要。そのための課題や対応策を検討するため2020年12月に有識者会議を設置し、議論を進めてきた。

○ 2021年5月28日の会議において報告書(案)が示され、今後、企業開示の充実、市場機能の発揮のほか、金融機関における投融資先支援とシナリオ分析の活用を含めたりスク管理について、提言のとりまとめを予定。

○ 金融庁において報告書の提言を踏まえた施策の具体化を検討していくので、引き続きご協力をお願いしたい。

### 14. G7の動向について

○ これまではコロナの影響により、G7、G20といった国際会議もバーチ



ヤルで行われ、5月28日のG7財務大臣・中央銀行総裁会議はバーチャルであったものの、6月4日から5日にかけてはロンドンにてG7財務大臣会議が対面開催され、金融関係の議題についても議論された。5月、6月の会議を踏まえ、ロンドンでの会議終了後にはG7財務大臣中銀総裁の共同声明が発出された。

- G7議長国の英国は気候変動への対応を最重要課題の一つに掲げており、今回の会議でも、主要な議題の一つとして気候ファイナンスが取り上げられた。特に、気候関連開示は英国が非常に力を入れているテーマでもあり、声明でも多くの言及がなされている。
- 気候関連開示については、FSB傘下に設置された民間主導の組織であるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が、2017年に企業が任意で利用する開示枠組みである「TCFD提言」を策定した。これは、気候変動が企業財務にもたらすリスクと機会を投資家に開示するため、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標、という4項目について開示するものであり、世界で広く用いられているところ。
- 今回の声明においては、G7各国の規制枠組みと統合的な形で、先ほど申し上げた「TCFD提言」の枠組みに基づく義務的な開示に向けて取り組むことを支持する合意があった。この合意は6月13日に公表されたG7首脳宣言にも盛り込まれている。日本としても、コーポレート・ガバナンスコードを改訂し、プライム市場の上場企業に対してTCFD提言等に基づく開示を求めることを予定しており、この点G7でも麻生大臣より紹介した。
- 更に、IFRS財団傘下の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるサステナビリティ報告基準の策定作業についても、G7として歓迎した。具体的には後ほど申し上げる。
- また、国際的には気候変動にとどまらず、生物多様性損失など、より広く自然に関するリスクについても注目が集まりつつある。こうした流れの中、今回の共同声明では、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）設立への期待が示された。気候変動におけるTCFDのように、TNFDは自然リスクや機会に関する開示枠組みの策定を目指している。こうした議論はまだ始まったばかりであるものの、動きは非常に速いため、よく注視していく必要が

あると考えている。

#### 15. IFRS 財団によるサステナビリティ報告に係る市中協議結果のフィードバック文書及び新基準設定主体設置の定款改訂案の公表について

- 昨年来、国際会計基準（IFRS）の設定主体である IFRS 財団は、企業のサステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体の設置に向けた取組みを進めている。
- そうした中、本年3月、IFRS 財団は、新たな基準設定主体の戦略的方向性として、投資家の判断に重要な情報に焦点を当て、TCFD 等の既存の枠組み・作業等をベースとし、まずは気候関連の報告に注力すること等を表明している。また、本年4月末には、新たな基準設定主体の構成等を定めた同財団の定款改訂案を公表、市中協議を開始したところ。
- 当庁としては、IFRS 財団におけるサステナビリティ報告基準の策定に積極的に参画していく必要があると考えており、IFRS 財団に対しては、全銀協を含む国内関係者と連携し、意見発信を行うなどの取組みを進めてきたところ。引き続き、皆様とも必要に応じて連携させていただければ幸い。

#### 16. LIBOR からの移行について

- FSB は、6月2日に公表したステートメントにおいて、LIBOR への依存はグローバルな金融の安定性に明らかなリスクをもたらすとして、すべての市場参加者に対し、LIBOR の新規利用を実務上可能な限り速やかに、遅くとも関連する通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインまでに停止するよう求めている。
- 本邦では、円建て LIBOR について、本年6月末までの新規利用の停止、本年9月末までの既存契約の顕著な削減、という本邦検討委員会の策定した移行計画に沿って対応頂いているところ。
- ドル、ポンド、ユーロ、スイスフランといった外貨建て LIBOR についても、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインに沿って対応頂き

たい。特にドル建て LIBOR については、世界中で頻繁に利用されており、また、本邦金融機関にとっても円建て LIBOR と同様に重要な指標であることから、米当局が発出したガイダンスに沿って、例外的な利用を除き、実務上可能な限り速やかに、遅くとも本年 12 月末までに、新規取引における利用を停止するようお願い申し上げます。

#### 17. バーゼル委における暗号資産に係る議論について

- 6 月 4 日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）のウェブ会議が開催され、暗号資産エクスポージャーのプルデンシャルな取扱いに係る市中協議文書が先週公表された。
- 現時点で銀行の暗号資産に対するエクスポージャーは限定的だが、急速に進化している資産クラスであることもあり、将来に備えて様々なことを想定する必要がある。市中協議文書では、暗号資産を伝統的資産にリンクするものとして設計され規制・監督に服しているなど一定の要件をみたすものとそれ以外に分け、後者については保守的な取扱いとしているが、暗号資産の分類方法、資本賦課の保守性の程度など、規制の具体化に当たっては多くの論点があることも確かである。
- このため、バーゼル委は、今後、市場や業界の意見を踏まえながら、さらに議論を深めることとしている。当庁としても、市中協議の機会を捉え、皆様のご見解も伺いながら、こうした国際的な議論に関与していきたいと考えている。

（以 上）